

## 【用語解説】 ※福祉分野の個別計画から抜粋

	用 語	解 説
【あ行】	アウトリーチ	福祉的な問題や課題を潜在的に抱えている人で自発的に援助を求めてこない人に対して、支援機関が本人の元に向いて必要な支援を行ったり、福祉サービスの利用に結びつけたりする活動のこと。
	アルコール依存症	薬物依存症の一種。長い間、大量にお酒を飲み続けることによって進行し、しだにお酒なしではいられなくなる病気。自分で飲酒管理できなくなり、飲んではいけない時や場所でも飲んで問題を起こしてしまう。精神的にも肉体的にも酒類への依存がみられる状態。
	意思疎通	「障害者権利条約」第2条において、意思疎通とは「言語、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式（利用しやすい情報通信機器を含む）」と定義されている。これに関係して、「障害者基本法」第3条において「すべて障害者は、可能な限り、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得または利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。」と示されている。
	一般就労	事業所（企業や官公庁）との間に雇用契約を結び、「労働基準法」や「最低賃金法」等の労働関係法のもとで賃金の支払いを受ける就労形態をいう。
	インフォーマルサービス	インフォーマルとは非公式的などという意味で、公的機関や専門職による制度に基づくサービスや支援（フォーマルサービス）以外の支援のこと。具体的には、家族、近隣、友人、民生委員、ボランティア、NPOなどの制度に基づかない援助などを指す。
	ウェブアクセシビリティ	高齢者や障がいのある人等、心身の機能に制約のある人でも年齢・身体的条件に関わらず、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できるようにすること。
	SNS	ソーシャル・ネットワーキングサービスの略で、人と人とのつながりを支援するインターネット上のサービス。登録した会員同士がお互いに情報をやりとりできるインターネット上のコミュニケーションツール。
NPO	「Non-Profit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対して収益を分配することを目的としない団体の総称。特定非営利活動促進法（通称NPO法）の制定により、「特定非営利活動法人」という法人格を得ることができるようになった。	
【か行】	介護支援専門員（ケアマネジャー）	要介護者の自立支援や家族など介護者の介護負担軽減のために必要な援助に関する専門的知識・技術を有する人で「ケアマネジャー」とも呼ばれている。要介護者や家族の依頼を受けて、その心身の状況や置かれている環境、要介護者や家族の希望を勘案して、介護サービス計画を作成するとともに、その介護サービス計画に基づいて介護サービス事業者との連絡調整などの支援を行う。
	介護予防	高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐ（発生を予防する）こと、要介護状態になっても状態がそれ以上重度化しないようにする（維持・改善を図る）こと。
	介護予防・日常生活支援総合事業	高齢者の多様な生活支援ニーズに地域で応えるため、軽度者向け（要支援1・2）の訪問介護、通所介護を全国一律の基準に基づくサービスから地域の実情に応じ、市町村が効果的かつ効率的に実施することができるようにする事業。
	危機回避能力	危険を予測・認識し、未然に回避・予防する力
	基幹相談支援センター	障がいのある人やその家族等の総合相談や権利擁護、虐待防止等について地域の中核的な役割を担う機関
	協働	複数の主体が、それぞれの特性を認識・尊重し合い、対等な立場で共通する課題の解決等のために協力して働くこと。
	居宅介護支援事業所	介護支援専門員がいる機関のこと。要介護認定申請の代行や、要介護1～5と認定された方が介護サービスを利用するとき必ず必要となる介護サービス計画（ケアプラン）の作成を行う。また、サービス事業者との連絡・調整なども行っている。
	ケアプラン	利用者や家族の状況に応じて利用者の自立支援に資するよう、サービス担当者会議においてサービス提供担当者等からの専門的な意見を踏まえ作成される利用者のニーズと生活上の課題解決のための具体的なサービス計画のことで、介護保険対象外のサービスも盛り込まれる。なお、介護保険のサービスを受けるためには、ケアプランの作成が必要で、基本的にはケアマネジャーが作成する。
	ケアマネジャー	正式名称を「介護支援専門員」と言い、介護保険制度で、要支援・要介護認定者及びその家族からの相談を受け介護サービスの給付計画を作成し、市町村や介護サービス事業者と連絡調整を行う専門職のこと。
	権利擁護	障がいのある人から、社会の中にあるバリア（障害となることやもの、状況など）を取り除くための対応が求められたときに、負担が重すぎない範囲でバリアの除去を行うこと。段差がある場合に補助したり、障がいのある人の特性に合わせて催し物の座席を決めたりなど、さまざまな対応が考えられる。
公助	行政が提供する保健・医療・福祉等の公的な支援・サービス、社会福祉制度のこと。	

## 【用語解説】 ※福祉分野の個別計画から抜粋

	用 語	解 説
【か行】	合理的配慮	障がいのある人から、社会の中にあるバリア（障害となることやもの、状況など）を取り除くための対応が求められたときに、負担が重すぎない範囲でバリアの除去を行うこと。段差がある場合に補助したり、障がいのある人の特性に合わせて催し物の座席を決めたりなど、さまざまな対応が考えられる。
	互助	地域における市民同士の支え合いのことであり、費用負担が制度的に裏付けられていない自発的なものを指す
	子育て世代包括支援センター	母子保健法に基づき市町村が設置するもので、保健師等の専門スタッフが妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に対応し、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健医療・福祉の関係機関との連絡調整を行うなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一体的に行う場所。
	子ども家庭総合支援センター	すべての子どもや妊産婦の福祉に関して、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整、その他必要な支援等を行う機関。
	子育て短期支援事業	保護者が疾病等により一時的に養育が困難となった場合、一時的に保護又は養育する制度
	コミュニティビジネス	地域の様々な課題、問題を解決するためにアイデアと地域にある資源を活用して取り組む地域密着型の事業活動。自主的に地域の多様なニーズを満たす市民主体のビジネスといえる。コミュニティビジネスの事業分野は、福祉・保健・医療、教育、環境、まちづくり、産業支援・地域資源活用、災害支援・安全、観光・交流、文化、芸術、スポーツ等多岐にわたっている。
【さ行】	サービス付き高齢者向け住宅	バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して高齢者の生活を支援するサービスを提供する高齢者向けの民間賃貸住宅のこと。
	財政的インセンティブ	自立支援や介護予防などで成果を上げている市町村や、それを支援する都道府県を評価し、国からの交付金を増額する仕組み。
	差別	「障害に基づく差別」とは、障害に基づくあらゆる区別、排除または制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を認識し、享有し、または行使することを害し、または妨げる目的または効果を有するものをいう。障害に基づく差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む）を含む。（「障害者権利条約」第2条）
	産後ケア事業	母体のケア及び乳幼児のケアや育児の相談を医療機関等において受けられる制度
	産前産後サポート事業	妊娠中から出産後の母親の身体的安定、心理的安定のための相談、支援、仲間づくりをする事業
	ジェンダー	社会的・心理的性別を指す
	自己肯定感	自らの在り方を積極的に評価できる感情、自らの価値や存在意義を肯定できる感情などを意味する
	自己有用感	他者や集団との関係の中で、自分の存在を価値あるものとして受け止める感覚
	自殺総合対策推進センター	平成28年4月の自殺対策基本法の改正を踏まえ、国が地方公共団体に対して、地域自殺実態プロファイルや地域自殺対策の政策パッケージ等を提供するなどして、地域レベルの実践的な取組への支援を強化するために設置して厚生労働省の組織（平成28年4月1日自殺予防総合対策センターを改組）
	自殺対策強化月間	自殺をめぐる厳しい情勢を踏まえ、様々な悩みや問題を抱えた人々に届く「当事者本位」の施策の展開ができるよう、政府全体の意識を改革し、一丸となって自殺対策の近況的な強化を図るため、自殺総合対策会議において、「いのちを守る自殺対策緊急プラン」を決定し、例年、月別自殺者数の最も多い3月を「自殺対策強化月間」と定めている
	自殺予防週間	自殺について誤解や偏見をなくし、正しい知識を普及啓発する期間。国や地方公共団体が連携して、毎年9月10日から1週間、啓発活動を協力に推進している
	自主防災組織	自治会等において、地域住民によって自主的に結成された防災組織であり、災害による被害の防止・軽減のための活動を行う組織のこと。
	自助	個人や家庭による地域生活課題の解決のための自助努力のこと。
	児童虐待	児童虐待の防止等に関する法律で、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者）による児童（18歳未満）に対する身体的虐待、性的虐待、ネグレスト、心理的虐待の行為と定義されている。
	市民後見人	成年後見制度において、裁判所が選任した専門職以外の第三者後見人のこと。親族後見の割合が年々低下しており、弁護士などの専門職の第三者後見人の受任者不足が見込まれている。市民が後見人として必要な知識を身につけるための研修を実施し、第三者後見人として確保しようという取り組みが始まっている。
肢体不自由	「身体障害者福祉法施行規則」別表第5号において、身体障害の内容を「視覚障害」、「聴覚または平衡機能の障害」、「音声機能、言語機能またはしゃく機能の障害」「肢体不自由」、「心臓、じん臓若しくは呼吸器またはぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能障害」と定義している。肢体不自由は、上肢、下肢、体幹及び乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいのある人の総称。	

## 【用語解説】 ※福祉分野の個別計画から抜粋

	用 語	解 説
【さ行】	社会福祉士	専門的知識及び技術をもって、身体上もしくは精神上の障がいがあることまたは環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う。国家試験である社会福祉士試験に合格し、所定の手続きをすることで資格が取得できる。
	社会モデル	障がいのある人が生きづらさを感じるのは、本人ではなく、生きづらさを感じさせている社会のほうに原因があるという考え方のこと。この考え方に従えば、階段の上り下りが困難な場合、それは個人の身体機能の問題ではなく、建物などの構造の問題ということになり、エレベーターやエスカレーターを設置することで障害の除去が可能となる。
	主任介護支援専門員	一定の実務経験をもつケアマネジャーで専門研修を受講した者。ケアマネジャーの業務に対し、十分な知識と経験を有し、ケアマネジメントが適切に提供されるために必要な業務に関する知識及び技術を習得した者であり、地域におけるケアマネジャーのネットワーク構築や他のケアマネジャーに対する適切な指導・助言などを行う。
	手話通訳者	言語・聴覚に障がいのある人の意思疎通が困難な場合に、手話を用いて意思疎通の支援を行う人。都道府県が実施する全国手話通訳者統一試験に合格して手話通訳者として登録された人。
	手話奉仕員	所定の講習を受けて手話の技術を習得し、言語・聴覚に障がいのある人のために手話通訳を行う人。市町村で実施する手話奉仕員養成講座において手話奉仕員として登録された人。
	障害者基幹相談支援センター	基幹相談支援センターは、障がいのある方やその家族の方の最初の相談窓口として、地域の障害福祉に関する相談支援の中核的な役割を担う機関です。障害の種類(身体障害・知的障害・精神障害)や障害者手帳の有無にかかわらず、相談者に必要な支援などの情報提供や助言を行う
	身体障害	先天的あるいは後天的な理由(疾病や事故等)で身体の一部が機能しない状態のこと。視覚障害、聴覚・言語障害、肢体不自由、脳性麻痺、内部障害等がある。
	スクールソーシャルワーカー	児童・生徒が日常生活で直面する苦しみや悩みについて、児童・生徒の社会環境を構成する家族や学校、地域に働きかけ福祉的なアプローチによって解決を支援する専門職
	ストレスチェック	ストレスに関する質問票に記入し、それを集計・分析することで自分のストレスがどのような状態にあるか調べる簡単な検査
	生活困窮者自立支援制度	複合的な課題のある生活困窮者に対し、その自立に向けた相談支援を行うことと併せて、居住支援や就労支援、家計支援など生活全般にわたる包括的な支援を行う制度
	生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援・介護サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能(主に資源開発やネットワーク構築の機能)を果たす者のこと。
	生活支援サービス	平成22年4月26日に公表された地域包括ケア研究会報告書によると、生活支援サービスとは、「見守り、緊急通報、安否確認システム、食事、移動支援、社会参加の機会提供、その他電球交換、ゴミ捨て、草むしりなどの日常生活に係る支援」とされている。
	青少年問題協議会	青少年の健全育成を目的に関係機関が集まり、青少年の指導、育成、保護及び矯正について、必要な重要事項の調査審議等を行う
	精神障害	意識、知能、記憶、感情、思考、行動といった機能障害により、社会生活に支障が出ている状態。統合失調症、気分障害、てんかん、精神薬物による中毒・依存等がある
	成年後見制度	判断能力が低下した認知症高齢者や知的障がいのある人、精神障がいのある人などを法的に保護し、支援するため、平成12年度に開始された制度。家庭裁判所により選任された後見人等が本人の意思を尊重し、法律行為の同意や代行等を行う。
	相談支援専門員	指定地域相談支援、指定計画相談支援、指定障害児相談支援の提供にあたる相談支援従事者
	ソーシャルメディア	誰もが参加できる広範的な情報発信技術を用いて、社会的相互性を通じて広がっていくように設計されたメディアである
	【た行】	断酒会
地域活動支援センター		障がいのある人の日中の活動をサポートする機関であり、生産活動や創作活動の機会の提供、社会との交流促進等を行う。
地域生活支援事業		「障害者総合支援法」第77条及び第78条に規定されている事業で、市町村にあっては「障害者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業」、「障害者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業」、「障害者等、障害児の保護者等からの相談に応じるとともに、必要な情報の提供等を行う事業」、「成年後見制度の利用に要する費用を支給する事業」、「成年後見制度における法人後見の活動を支援するための研修等を行う事業」、「手話通訳者の派遣等を行う事業」、「日常生活用具の給付または貸与、手話奉仕員の養成を行う事業」、「障害者等の移動を支援する事業」、「障害者等を通わせ創作的活動等の機会の提供を行う事業」が必須事業とされている。

## 【用語解説】 ※福祉分野の個別計画から抜粋

	用 語	解 説
【た行】	地域ケア個別会議	地域包括支援センター等が主催し、高齢者や障がいのある人等の支援が必要な人について、医療や介護等の多職種が協働して個別ケースの課題の顕在化と具体的な支援策を検討する実務者会議のこと。
	地域支援事業	要介護・要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合にも、可能な限り、地域において自立した生活を営むことができるよう支援するためのサービスを提供する事業。
	地域自立支援協議会	障がいのある人が自立した日常生活と社会生活を営むことができるよう関係機関が集まり協議する場。具体的には、個別の相談事例への支援のあり方、地域の関係機関等によるネットワークの強化、地域生活に必要な支援に係る情報を収集し、社会資源の開発に向けた提案を行う。
	地域福祉コーディネーター	生活圏に近い圏域を主な活動の場とし、地域生活課題の解決とコミュニティづくりを目的として、地域福祉活動の促進を担う人のこと。
	地域包括ケアシステム	高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるよう、地域において住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供される仕組みのこと。
	地域包括ケア病棟	手術や検査が終了した後、すぐに在宅や施設へ移行するには不安のある患者に対して、しばらくの間入院療養を継続し、在宅復帰に向けての「準備を整える」ための病棟。
	地域包括支援センター	高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、介護保険やその他福祉サービスを適切に利用するため、社会福祉士・保健師・主任ケアマネジャー等の専門スタッフが、総合的な相談や権利擁護、介護予防のケアプランの作成等の総合的なケアマネジメントを担う中核機関のこと。
	知的障害	社会生活に適応していく能力（記憶・知覚・運用する能力、理解・思考・判断等）の発達が遅滞し困難な状態のこと。主に発達期（18歳以下）に現れる。知能指数（IQ）を基準に使い、軽度・中等度・重度・最重度に分けられる。
	DV（ドメスティック・バイオレンス）	配偶者や恋人等、親しい人間関係にある、又はあった者からの暴力のことをいい、DVと略される。殴る、蹴るといった身体的なものだけでなく、精神的・性的なもの等、様々な形で身近に存在する。
	特別支援学級	知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障害等の障がいのある児童生徒のために、小・中学校に設置された学級。
	特別支援学校	従来のもう・ろう・養護学校といった障害種別を超えた学校制度。対象とする障害は、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱で、障害の程度が比較的重い子どもの教育を行う学校。小・中学校等に対する支援等を行う地域の特別支援教育のセンター的機能を有する。
【な行】	難病	発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいう。（「難病の患者に対する医療等に関する法律」）
	ニーズ	一般的には、生存や幸福、充足を求める身体的・精神的・経済的・文化的・社会的な要求という意味で、欲求、必要、要求等と訳される。社会福祉の領域においては、社会生活を営むのに必要な基本的要件の充足ができていない場合に発生する。
	日常生活圏域	介護保険事業計画において、住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して市町村が定める区域をいう。
	日常生活用具	日常生活上の便宜を図るための用具で、①介護訓練支援用具、②自立生活支援用具、③在宅療養等支援用具、④情報・意思疎通支援用具、⑤排泄管理支援用具、⑥住宅改修費の6種類がある。
	認知症カフェ	認知症の人やその家族、地域の人、医療やケアの専門職などさまざまな人が気軽に集まり、なごやかな雰囲気のもとで交流を楽しんだり、相談ができる場所である
	認知症キャラバン・メイト	地域で暮らす認知症の人やその家族を応援する「認知症サポーター」をつくる「認知症サポーター養成講座」の講師役。
	認知症サポーター	認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けをする人のこと。自治体等が実施する認知症サポーター養成講座を受講することで認知症サポーターになることができる。
	認知症疾患医療センター	認知症の鑑別診断、専門医療相談、合併症対応、医療情報提供等を行うとともに認知症を専門としない一般開業医等への研修を行う医療施設で、介護との連携を図る担当者が配置される。
認知症地域支援推進員	認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、認知症疾患医療センターや医療機関、介護サービス及び地域の支援機関をつなぐ役割を持ち、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う。	

## 【用語解説】 ※福祉分野の個別計画から抜粋

	用 語	解 説
【は行】	発達障害	自閉症スペクトラム障害、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの。（「発達障害者支援法」第2条）
	パブリックコメント	市の基本的な政策を決めるときに、市民の意見を政策形成に反映させるため、その原案を市民に公表し、それに対する意見を原案に生かせるかどうか検討するとともに、その結果と意見に対する考え方を公表する制度
	バリアフリー	高齢者や障がいのある人だけでなく、すべての人にとって日常生活の中に存在するあらゆる障壁を除くこと。社会参加の障壁となる物理的な障壁だけでなく、社会的、制度的、心理的なバリアの除去を意味する。
	ひきこもりサポーター	ひきこもりについて理解を深め、地域でひきこもりに悩む本人や家族を早期に発見し、適切な支援につなぐことができるよう、自治体等が実施するひきこもりサポーター育成研修を受講した人。
	避難行動要支援者	高齢者、障がいのある人、乳幼児等の防災対策において特に配慮を要する方（要配慮者）のうち、災害発生時、または災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難する事が困難であり、迅速な避難のために特に支援を要する人のこと。
	ファミリー・サポート・センター	市町村が設置運営し、子どもの預かり等の“援助を受けたい人”と“援助を行いたい人”が会員となって、子育てに関する地域相互援助活動を支える制度。
	福祉委員	身近な地域での見守り・声かけを基本に、支援を必要としている高齢者や障がいのある人等の相談に応じながら、地域住民と協力し問題解決を図ろうとする地域のボランティアで、社会福祉協議会により委嘱されている人。
	福祉避難所	災害時に、高齢者や障がいのある人、妊婦乳幼児等、一般避難所での避難生活が難しい方に配慮した市町村指定の避難所のこと
	ふれあいサロン・喫茶	“サロン”とは、もともと「客間」「応接室」または「談話室」等の意味を持ち、「社会的な集まりの場」といった意味を持っている。本市では高齢者等が地域で団らん、娯楽、交流等で気軽に集える場所の名称として「ふれあいサロン」「ふれあい喫茶」がある。
	保健師	保健師助産師看護師法に規定される専門職のこと。個人や集団に対して、健康保持増進の指導、疾病予防の指導、健康相談、健康教育など広く地域住民の公衆衛生に必要な援助を行う。
ボランティア	一般的には報酬を目的とせず、自発的な意思に基づいて自分の労力等を他人や社会のために提供することを指す。その内容・形態は多様となっている。	
【ま行】	民生委員・児童委員	民生委員制度は民生委員法に基づき委嘱された者が、地域住民から社会福祉に関わる相談を受け、支援を行う制度。民生委員は、市区町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者を都道府県知事が厚生労働大臣に推薦し、厚生労働大臣が委嘱する。民生委員は、地域住民が地域で安心して自立した生活が送れるように、地域住民と行政や社会福祉施設等をつなぐパイプ役として活動している。また、民生委員は、児童福祉法に基づいた児童委員も兼務している
	民生・児童協力委員	民生委員・児童委員に協力して地域の福祉活動を行うボランティアとして、県知事及び県民生委員児童委員連合会長から委嘱を受けた人をいう
	メンタルヘルス	精神面における健康のこと
【や行】	ユニバーサルデザイン	ユニバーサル＝普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無、性別、国籍等に関わらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすることをいう。
	要介護認定	申請者の要介護（支援）状態区分について、一定の有効期間を定めて市町村が行う認定のこと。被保険者の申請の後、認定調査員による心身の状況等に関する認定調査の結果と主治医の医学的見地から主治医意見書により、全国一律のコンピューターソフトにより一次判定を行い、次いで一次判定の結果と認定調査票特記事項、主治医意見書をもとに介護認定審査会（保健・医療・福祉の専門家による審査会）において最終的な判定（二次判定）を行う。
	要配慮者	平成25年6月の災害対策基本法の改正から使われるようになった用語で、災害時に高齢者、障がいのある人、乳幼児、その他の特に配慮を要する人をいう。
	要約筆記	難聴者や中途失聴者等に、会議や授業等の内容を、手話ではなく文字を筆記してコミュニケーションを図るもの。
	予防給付	要支援1・2の方に対する介護保険サービス。要支援1・2の方は要介護状態が比較的軽度で、状態の維持・改善の可能性が高いため、より「自立支援」に資するようサービスが提供される。
【ら行】	ライフステージ	人生の各段階。乳幼児期・就学期・成人期・高齢期等に分けられる。
	療育	「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味し、障がいのある児童及びその家族、障害に関し心配のある人等を対象として、障害の早期発見・早期治療または訓練等による障害の軽減や基礎的な生活能力の向上を図るため、相談、指導、診断、検査、訓練等の支援を行うこと。